

友愛園 入所 料金表（多床室）【超強化型】


2024年8月1日 作成

※サービス費、基本加算、実費を含む(パソコンの設定上、多少の誤差があります)

要介護度		負担割合			1日の利用合計	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	30日の利用合計	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階
		1割	2割	3割												
① サービス費	要介護1	871円	1,742円	2,613円	1	¥2,137	¥2,597	¥2,857	¥3,567	¥3,814	1	¥56,281	¥70,081	¥77,881	¥99,181	¥106,591
	要介護2	947円	1,894円	2,841円	2	¥2,219	¥2,679	¥2,939	¥3,649	¥3,896	2	¥58,732	¥72,532	¥80,332	¥101,632	¥109,042
	要介護3	1,014円	2,028円	3,042円	3	¥2,291	¥2,751	¥3,011	¥3,721	¥3,968	3	¥60,892	¥74,692	¥82,492	¥103,792	¥111,202
	要介護4	1,072円	2,144円	3,216円	4	¥2,353	¥2,813	¥3,073	¥3,783	¥4,030	4	¥62,763	¥76,563	¥84,363	¥105,663	¥113,073
	要介護5	1,125円	2,250円	3,375円	5	¥2,410	¥2,870	¥3,130	¥3,840	¥4,087	5	¥64,472	¥78,272	¥86,072	¥107,372	¥114,782
	要介護5	1,125円	2,250円	3,375円	5	¥2,410	¥2,870	¥3,130	¥3,840	¥4,087	5	¥64,472	¥78,272	¥86,072	¥107,372	¥114,782
② 基本加算	サービス提供体制加算 I	22円	44円	66円	介護福祉士有資格者の配置加算											
	夜勤職員配置加算	24円	48円	72円	夜間勤務の数が5名以上の配置加算（看護、介護含む）											
	在宅復帰・在宅療養支援加算 II	51円	102円	153円	在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設と評価された場合の加算											
	栄養マネジメント強化加算	11円	22円	33円	管理栄養士による個々に応じた栄養状態の維持、改善を計画的に行った場合											
	褥瘡マネジメント加算 I（月額）	3円	6円	9円	褥瘡の発生予防と状態の改善を継続的に行った場合 （※褥瘡の状態により I、II のいずれか）											
	褥瘡マネジメント加算 II（月額）	13円	26円	39円												
	短期集中リハビリテーション加算 I	258円	516円	774円	入所3ヶ月以内で集中的に個別リハビリテーションサービスを提供し、定期的にADL等の評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行う場合											
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 II	33円	66円	99円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している場合											
	安全対策体制加算（入所初日のみ）	20円	40円	60円	事故の発生または再発を防止するために担当者を配置し、安全対策に取り組んでいると認められた場合											
	初期加算 I	60円	120円	180円	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した場合（入所日から30日間）											
	初期加算 II	30円	60円	90円	入所当初は環境の変化に伴い様々な支援を必要とすることから、その環境に慣れるまでの期間（入所日から30日間）											
	科学的介護推進体制加算 II（月額）	60円	120円	180円	個々の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出し、サービス提供に当たって有効に活用する場合											
	協力医療機関連携加算 I（月額）R6年度迄	100円	200円	300円	入所者様の症状が急変した場合等について、医師または看護師が相談対応あるいは診療を行う体制を常時確保している医療機関と連携している場合 協力医療機関との間で入所者様の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合											
協力医療機関連携加算 I（月額）R7年度	50円	100円	150円													
高齢者施設等感染症対策向上加算 I（月額）	10円	20円	30円	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、実際の感染症の発生時等には協力医療機関と連携し、適切に対応している場合及び医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に参加している場合												
高齢者施設等感染症対策向上加算 II（月額）	5円	10円	15円	Iに加え、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合												
生産性向上推進体制加算 II（月額）	10円	20円	30円	介護現場における生産性の向上を図ることから、介護ロボットやICT等のテクノロジーを1つ以上導入し、業務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を厚生省に提出する場合												
③ 状況に応じた提供加算	2枚目参照															
処遇改善加算 I	介護職員の賃金改善等を実施していると認められた場合 ※利用者負担額（①+②+③）×0.075															
実費	日常生活費（1日につき）	205円			日常生活で利用者様個々の使用する日常生活用品（消耗品）に係る費用（ハンドタオル、バスタオル、入浴用タオル、シャンプー&リンス、ボディークリーム、固形石鹸、薬用ハンドソープ、紙おしぼり、歯ブラシ、口腔ケア用ガーゼ、歯磨き粉、入歯洗浄剤、ティッシュペーパー、ゴミ袋、髭剃り、シェーブガード）											
	居住費・食費	※介護保険利用者負担段階（裏面参照）														
	理美容費（税込金額）	1,100円			理容師が来園し、丁寧に理髪いたします。利用サービスを希望される方は、看護職員へお伝えください。											
	栄養補助食品費（栄養状態に応じて）	アクアサポート（145円）／メイバランスミニ（110円）／メイバランスぎゅっとミニ（125円）／アイソカルゼリー（115円）／プロッカゼリー（130円）／ブリックゼリー（175円）／オルニュート（165円）／サルコファイバー（200円）／ペプチーノ（250円） えねばくゼリー（140円）														
	文書作成費用（税込金額）	成年後見用・施設外（2,200円）／生命保険・年金用（5,500円）／当施設様式・傷病手当支給申請書（1,100円） 診断書（2,200円）／利用証明書（1,100円）／領収証明書（550円）														
健康管理費	インフルエンザなどの予防接種に係る費用 ※市町村から定められた利用者負担分を請求															

介護保険利用者負担段階

※所得が低い方の食費・居住費負担を減らすための措置です。手続きは市町村へ利用者様の申請に基づき、所得に応じて適応要否の確認が行われます。対象者へは市町村から「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。（注：市町村から認定の情報は施設にはありません。利用者様またはご家族様が直接、当施設へ認定証のご提示が必要です。ご提示がない場合は、減額となりません）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	介護保険負担限度額証 見本
1割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税（世帯主及び全世帯員が市町村民税世帯非課税、市町村民税免除）の老齢福祉金受給者 ・境界層該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税（課税年金収入額＋合計所得金額の合計額が80万円以下） ・境界層該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税（課税年金収入額が80万超120万円以下） ・境界層該当者 ・市町村民税課税層における特例減額措置の適用者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税世帯非課税（課税年金収入額が120万円超） ・境界層該当者 ・市町村民税課税層における特例減額措置の適用者 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税本人課税者 	
食料・調理費含む	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日	1,600円/日 朝：350円 昼：600円 夜：650円	
	※急な「外出や外泊、入院や退所等」の場合、食費は1日分の食費請求となります。					
	※食事キャンセルの届出がある場合、1食毎の計算となります。届出は2日前の午前中までに看護職員へお伝えください。					
	療養食上乘せ分	併設より入所、併設へ退所した日に請求します／1食につき60円（療養食の方のみ）				
居住費	0円	430円/日			437円/日	/
	室料と光熱水費相当分の金額です。 ※外出・外泊の期間中においても、居室が確保されていることから居住費が発生いたします。					
2割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額が160万以上（単身で年金収入のみの場合は年収280万以上） ※ただし、上記でも実質的な所得が280万に満たない場合や2人以上世帯における負担能力が低いケースについては・・・ <div style="margin-left: 40px;"> 単身：280万未満 2人以上：340万未満 </div> } 1割負担となる					食費・居住費については 第4段階の金額と同様になります。
3割負担	<ul style="list-style-type: none"> ・合計所得金額が220万以上 ※ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上世帯で463万円未満の場合は、2割負担又は1割負担となります。 					食費・居住費については 第4段階の金額と同様になります。

状況に応じた提供加算	負担割合			算 定 要 件
	1割	2割	3割	
外泊時費用	362円	724円	1,086円	居宅における外泊を認めた場合（1月に6日を限度として1日につき算定）
再入所時栄養連携加算	200円	400円	600円	医療機関に入院し、経管栄養または特別食、嚥下調整食を提供する必要がある等、栄養管理が必要になった際について、管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合
療養食加算（1食につき）	6円	12円	18円	腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供する場合
経口移行加算	28円	56円	84円	経管による食事摂取をしている方へ、経口による食事摂取を進めるための栄養管理を実施し、サービスを提供した場合
経口維持加算Ⅰ	400円	800円	1,200円	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、経口での摂取を維持・管理サービスを提供した場合
経口維持加算Ⅱ	100円	200円	300円	経口維持加算Ⅰについて行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	90円	180円	270円	入所者様に対し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者様に対して口腔衛生の管理を行い、口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合 【Ⅰ】 ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者様の口腔衛生等の計画が作成されていること ・歯科衛生士が入所者様に対し、口腔衛生管理等を月2回以上行うこと ・歯科衛生士が入所者様の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応すること
口腔衛生管理加算Ⅱ	110円	220円	330円	【Ⅱ】 ・Ⅰを満たしていること ・入所者様ごとの口腔衛生等の管理に関する情報を厚生省に提出していること
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450円	900円	1,350円	入所期間が1月を超えると見込まれる利用者の入所予定日30日から入所後7日までの間に、利用者が退所後生活する居宅を訪問して退所を目的とした施設サービス計画や診療方針を作成した場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅰイ	140円	280円	420円	使用を開始して4週間以上経過した内服薬が6種類以上処方されている入所者様に対して 【（Ⅰ）イ】 入所前の主治医と連携し、入所中に当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行う場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅰロ	70円	140円	210円	【（Ⅰ）ロ】 施設において入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ療養上必要な指導を行った場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅱ	240円	480円	720円	【（Ⅱ）】 （Ⅰ）イ又はロを算定していること 利用者様の服薬情報を厚生労働省に提出し、処方に当たって当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携調整加算Ⅲ	100円	200円	300円	【（Ⅲ）】 （Ⅱ）を算定していること 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べて1種類以上減少している場合
所定疾患施設療養費Ⅱ （1月1回10日を限度とする）	480円	960円	1,440円	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全が憎悪した場合のいずれかに該当する入所者様に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合
緊急時治療管理費 （1月1回連続する3日程度）	518円	1,036円	1,554円	病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により当施設にて医療的な処置を行った場合
新興感染症等施設療養費 （1月に1回5日を限度とする）	240円	480円	720円	新興感染症のパンデミック発生時において、施設内で感染した入所者様に対して必要な医療やケアを提供する場合や感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける為、医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の方の療養を施設内で行う場合
自立支援促進加算	300円	600円	900円	利用者様の尊厳の保持、自立支援、重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取り組みを推進するため、定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、介護支援専門員やその他の介護職員が日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う場合
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅰ	240円	480円	720円	入所3ヶ月以内で認知症利用者様への記憶、日常生活の訓練等を組み合わせたプログラムを実施するとともに、入所者様が退所後生活する居宅等を訪問し、その生活環境を踏まえた計画書を作成している場合
認知症短期集中リハビリテーション加算Ⅱ	120円	240円	360円	入所3ヶ月以内で認知症利用者様への記憶、日常生活の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円	8円	12円	認知症専門研修修了者がチームとして専門的な認知症ケアのサービスを提供した場合

状況に応じた提供加算	負担割合			算 定 要 件
	1割	2割	3割	
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150円	300円	450円	認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐ為、あるいは出現時に早期に対応する為、認知症介護に係る専門的な研修を受けた職員で構成されるチームを設置し、ケアを行う場合 【Ⅰ】 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修等を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなるチームを組んでいる ・対象者に対し、個別に計画書を作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等をチームで取り組む
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120円	240円	360円	【Ⅱ】 ・認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなるチームを組んでいる ・対象者に対し、個別に計画書を作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等をチームで取り組む
排せつ支援加算Ⅰ	10円	20円	30円	排せつに介護を要する利用者様に対して多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合 【Ⅰ】 ・排せつに介護を要する利用者様ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師又は看護師が施設入所時に評価するとともに、定期的な評価の見直しを行い、情報を厚生省に提出すること ・要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して排せつの介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し、支援を継続して実施していること
排せつ支援加算Ⅱ	15円	30円	45円	【Ⅱ】 ・Ⅰを満たしていること ・施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること ・又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと
排せつ支援加算Ⅲ	20円	40円	60円	【Ⅲ】 ・Ⅰを満たしていること ・施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと ・又は施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること
退所時情報提供加算Ⅰ	500円	1,000円	1,500円	【居宅へ退所される場合】 退所後、居宅において療養を継続する際に、退所後の主治医に対し入所者様の同意を得て、当該入所者様の診療情報、心身の状況、認知機能、生活歴等を示す文書を添えて紹介を行った場合
I・Ⅱいずれか1つ				
退所時情報提供加算Ⅱ	250円	500円	750円	【医療機関へ退所される場合】 医療機関へ退所される入所者様について、退所後の医療機関に対し、入所者様の同意を得て、心身の状況、認知機能、生活歴等を示す情報を提供した場合
入退所前連携加算Ⅰ	600円	1,200円	1,800円	【Ⅰ】 入所期間が1ヶ月を超えることが見込まれる利用者様について、入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、退所後の生活を見据え、利用者様の希望する介護支援専門員と連携し、医師、看護師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して退所後の居宅生活に関する必要な調整を行った場合
I・Ⅱいずれか1つ				
入退所前連携加算Ⅱ	400円	800円	1,200円	【Ⅱ】 ・入所期間が1ヶ月を超えることが見込まれる利用者様について、退所後の生活を見据え、利用者様の希望する介護支援専門員と連携し、退所後の居宅生活に関する必要な調整を行った場合 ・医師、看護師、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力して行う場合
訪問看護指示加算	300円	600円	900円	退所時に当施設の医師が、診療に基づき指定訪問看護の利用が必要であると認め、利用者様の指定する訪問看護ステーションに対し、利用者様の同意を得て訪問看護指示書を交付した場合
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円	200円	300円	介護現場における生産性の向上を図ることから、介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、業務改善を継続的に行うとともに、業務改善の取り組みによる効果を厚生省に提出する場合 ・入所者様の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に関する検討を行う委員会を定期的に開催すること ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること
ターミナルケア加算 (死亡日以前31日以上45日以下)	72円	144円	216円	医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された入所者様へターミナルケアに関する計画を作成し、医師・看護師・介護職員が共同して入所者様の状態またはご家族の求め等に応じ、随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている場合
ターミナルケア加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	160円	320円	480円	
ターミナルケア加算 (死亡前日及び前々日)	910円	1,820円	2,730円	
ターミナルケア加算(死亡日)	1,900円	3,800円	5,700円	